

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-552-1377 (午前9時～午後5時まで)

担当 すずき 鈴木 な お こ 奈緒子 しいな 椎名 り さ 理沙

2. すこやか[®]の里ショートステイの概要

(1) 提供できるサービスの概要

施設名称	すこやか [®] の里ショートステイ
所在地	福島市冲高字中島14番地の1
介護保険事業所番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (福島県 0770101764 号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長		*1名		施設業務の統括	1名
医師	医師		*1名	診察	1名
生活相談員	社会福祉主事	1名	1名	生活相談 提供サービスの企画	2名
管理栄養士		*1名		栄養指導・食事管理	1名
機能訓練指導員	作業療法士	*1名		機能改善・健康管理	1名
介護職員	介護福祉士等	14名		日常生活の介助・援助	14名

- ・職員体制の変更は、施設内の掲示物等でお知らせいたします。
- ・ユニットごとに常勤職員の中からリーダーを任命しています。
- ・*印の職員は、特別養護老人ホームとの兼務です。

主な職員の勤務体制

介護職員	専従	早番	6:30～15:45
			7:00～16:15
		日勤	8:30～17:30
		遅番	11:45～20:45
		準夜勤	13:15～22:15
		深夜勤	22:00～7:00

(3) 同施設内の設備の概要

定 員	20名	医 務 室	1室
居 室 (全室個室)	個室 (1室 14.85㎡) 20室	食 堂	2室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

3. サービス内容

① 食事

高齢期に必要な栄養を考慮しながら、季節の旬な食材や各地の郷土料理などを取り入れた、バリエーション豊富な食事を提供します。

<食事時間> 朝食7:30～ 昼食12:00～ 夕食18:00～

② 入浴

原則として週に2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じて、清拭となる場合があります。

③ 介護

ご希望や状態に応じて適切な介護サービスを提供します。

(着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動の付添い、体位交換、シーツ交換等)

④ 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはご家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言・援助を行います。

⑤ 健康管理

ご利用日初日に、簡単な健康チェックを行います。

⑥ 特別食の提供

医師の食事箋に応じた、特別食の提供をします。

⑦ 理美容サービス

理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

⑧ レクリエーション等

個入の心身の状況にあった趣味活動、季節の行事等を行います。

⑨ 送迎

通常の送迎の実施区域は次の通りとします。

福島市、伊達市伊達町

4. 利用料金

(1) 利用料金

利用者の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。詳細は別紙の料金表によります。

(2) ショートステイご利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者または身元引受人が中途退所を希望した場合
- ・入所日に健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- ・他の入所者に対し迷惑行為になる行為を犯した場合、またそれに対し話し合いの場を持ってもおこなう行為がある場合

(3) 支払方法

毎月、月末締めにて、請求書を10日以降20日以内にお渡しいたします。

お支払は、月末締めで翌月20日または27日引落としの口座自動振替となります。(事情により窓口での支払いは要相談) お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

申込後、担当者が訪問し、身体状況等確認させていただきます。

判定会議の結果ご利用が決定となれば、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

<理念>

私たちは、誰もが明るく楽しく生きがいを持ち、安心して生活できる地域づくりに貢献します。

<事業目的>

要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことが出来るよう支援を行う。また、入浴排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話および、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の向上・維持並びに利用者の家族の負担軽減を図ることを目的とする。

<運営方針>

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者へのサービス提供計画に基づき、その居宅における生活の継続を念頭に置いて支援する。利用者の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものである。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族、関わる居宅介護支援事業所等に速やかに連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、関わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設がサービスの提供にともなって、当施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

9. 虐待防止のための措置

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 非常災害対策

- ・災害時の対応： 利用者の安全を第一に、被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・防災設備： 全館内防災設備（スプリンクラー）等を配置
- ・防災訓練： 入所者年2回 ・ 職員年12回
- ・防火管理者： 大條 信人（施設全体）

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 介護サービス利用にあたっての禁止行為等

事業所・職員に対する以下のような各種行為を禁止します。

- (1) パワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) モラルハラスメント（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) セクシュアルハラスメント（意に添わない性的な言動、好意的態度の要求、必要もなく手や腕、身体をさわる等の性的ないやがらせ行為）
- (4) マタニティハラスメント（妊娠や出産に関する言動で相手を差別や迫害する行為）
- (5) カスタマーハラスメント（利用者、その家族から度を超えた、または悪質なクレームや要求行為）

事業所及び職員が、利用者またはその家族から上記ハラスメント行為を受け、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、契約を解除させていただくことがあります。

- (6) サービス提供中の職員の写真や動画の撮影、録音等をおこなうこと。また、それらを無断で SNS 等へ掲載すること。

13. 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

14. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設担当者

苦情受付担当者 鈴木 奈緒子 椎名 理沙（生活相談員）

苦情解決責任者 大條 信人（施設長）

※電話 024-552-1377

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

・福島市 介護保険課 電話 024-525-6587

・伊達市 高齢福祉課 介護保険係 電話 024-575-1299

・福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係 電話 024-528-0040

※福島県国民健康保険団体連合会の受付時間は 9:00~16:00

③ 当施設の苦情処理委員会第三者委員

苦情解決における客観性と社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を委嘱しています。本部にお問い合わせください。(024-552-1377)

15. 当施設ご利用の際ご留意いただく事項

面会及び消灯時間	通常面会は午前9時～午後5時30分となっています。入浴等の兼ね合いもある為、面会希望の際は予めご連絡ください。 ※状態変化等があった場合はその限りではありません。 また、消灯時間は特に決まっていますが、他利用者の迷惑にならないようお願いします。 ※感染対策の観点から面会時間に制限を設ける場合があります。
外出	所定の許可用紙に記入し、事前に提出していただきます。
喫煙・飲酒	敷地内禁煙となっております。少量の飲酒は可能です。
火気の取り扱い	部屋での火気の取り扱いは禁止とします。
その他	入所者及びその家族様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」となる行為は禁止します。その他、他利用者への迷惑行為になること、準ずる行為は禁止します。

16. 当事業所の概要

名称 社会福祉法入すこやか福祉会
 代表者 理事長 佐藤 進也
 本部所在地・電話番号 福島市冲高字中島14-1 電話024-552-1377

事業

1. 介護老人福祉施設 すこやかの里特別養護老人ホームの設置経営
2. 短期入所施設 すこやかの里ショートステイの設置経営
3. 軽費老人ホーム すこやかの里ケアハウスの設置経営
4. 通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンターの設置経営
5. 認知症対応型通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンター別館ひなたの設置経営
6. 住宅型有料老人ホーム すこやかの里・瀬上の設置経営
7. 小規模多機能型居宅介護事業所 すこやかの里・瀬上の設置経営
8. 居宅介護支援事業所 すこやか指定居宅支援事業所の設置経営
9. 地域包括支援センター 北信東地域包括支援センターの設置経営
10. 通所介護事業所 南沢又デイサービスセンターの設置経営
11. 認知症対応型通所介護事業所 ふれあい・瀬上の設置経営
12. 通所介護事業所 すこやか・ラコパの設置経営
13. 認知症対応型通所介護事業所 すこやか・ラコパ別館あかりの設置経営
14. 居宅訪問介護事業所 すこやかホームヘルプセンターの設置経営
15. その他これに付随する業務

令和 年 月 日

短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者名〉すこやかなの里ショートステイ

〈住 所〉福島市沖高字中島14番地の1

〈代表者名〉施設長 大條 信人 印

説明者 生活相談員

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護提供の開始に同意しました。

利用者

〈氏 名〉 _____

代理人

〈利用者との関係〉 _____

〈氏 名〉 _____